児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十二月二十六日

広島県知事　横　田　美　香

広島県条例第四十二号

児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条　児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正前	改正後
（虐待等の禁止） 第十二条　児童福祉施設の職員は、利用者等に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他利用者等の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （入所した者及び職員の健康診断） 第十六条　（略） ２　児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。	（虐待等の禁止） 第十二条　児童福祉施設の職員は、利用者等に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他利用者等の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （入所した者及び職員の健康診断） 第十六条　（略） ２　児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。
（略）　（略） 児童が通学する学校　（略）	（略）　（略） 児童が通学する学校　（略）

における健康診断	乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査
	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3―5　（略）

（設備の基準）

第二十六条　乳児院（乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一―三　（略）

（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年広島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

における健康診断	

3―5　（略）

（設備の基準）

第二十六条　乳児院（乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）十人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一―三　（略）

改正後	改正前
（虐待等の禁止） 第八条　幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、法第二十七条の二第一項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第八条　幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の十各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条　児童福祉法に基づく一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和七年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（虐待等の禁止） 第十四条　一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十第一項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第十四条　一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指

定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第四条　児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（健康管理） 第三十一条　（略） ２　前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。 （略） 障害児が通学する学校における健康診断 （略） 乳児又は幼児に対する健康診査 通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断 ３　（略）	（健康管理） 第三十一条　（略） ２　前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。 （略） 障害児が通学する学校における健康診断 （略） ３　（略）

（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第五条　児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第六条　（略） ２　（略）	第六条　（略） ２　（略）

3　（略）

一・二　（略）

三　前二号の規定にかかわらず、乳児又は幼児（第二十六条第二項の表及び第四十五条第一項第二号において「乳幼児」という。）のみの一の居室の定員は六人以下とし、一人当たりの床面積は三・三平方メートル以上とすること。

四　（略）

4・5　（略）

（健康管理）

第二十六条　（略）

2　指定福祉型障害児入所施設の設置者は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十二条又は第十三条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設の設置者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

（略）	（略）
障害児が通学する学校における健康診断	（略）
乳幼児に対する健康診査	入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3　（略）

3　（略）

一・二　（略）

三　前二号の規定にかかわらず、乳児又は幼児（第四十五条第一項第二号において「乳幼児」という。）のみの一の居室の定員は六人以下とし、一人当たりの床面積は三・三平方メートル以上とすること。

四　（略）

4・5　（略）

（健康管理）

第二十六条　（略）

2　指定福祉型障害児入所施設の設置者は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設の設置者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

（略）	（略）
障害児が通学する学校における健康診断	（略）

3　（略）

附　則

この条例は、公布の日から施行する。